

# JA秋田ふるさとポジティブリスト制の対応について

～より安全な農産物を皆様へお届けするために！！～

当JAから出荷される全ての農産物は、全て生産履歴を確認し、また安全が確認されたものを出荷しております。JA秋田ふるさとでは、平成15年より、全ての農産物において、生産履歴記帳日誌による安全確認を行い、またサンプル検査による残留農薬分析を行っております。

## 生産者の皆様へ

平成18年5月29日から施行された、食品衛生法の残留農薬に関わる「ポジティブリスト制」では、残留してもよい農薬量が全ての農産物ごとに定められ、基準を超えた場合、販売・流通禁止となります。

内容を良く理解し、今まで通り、安全使用基準を遵守し、更には、他の農産物等への飛散を防ぎ、今まで以上に、注意して防除・生産を行いましょう！！

## 1. ポジティブリストとは？

ポジティブリスト制とは、世界中で使われる農薬(約700種類)について、食品(作物や畜水産品など)に残留してよい量(基準)を定めて、リスト化し、基準を超える食品の製造、輸入、販売を禁止する制度です。

### ～解説～

農産物に残留する農薬について、現在は、食品衛生法により残留基準が設定され、これを超えた農産物のみ流通は原則禁止されていますが、残留基準が設定されていない農薬は規制の対象外となっています。

このため、平成15年5月30日に改正された食品衛生法では、残留基準が設定されていない農薬の場合でも、一定の基準を超えて検出されると、その農産物の流通は原則禁止されることになりました(「ポジティブリスト制」の導入)。

残留基準が設定されていない農薬については、国際基準などを参考にした「暫定基準」が、また国内外の基準もないものには「一律基準」が設定されます。「一律基準」には人の健康を損なうおそれのない量として0.01ppmという厳しい値が定められ、隣接圃場から飛散したわずかの農薬が他の農作物に付着したり土壌に残留した農薬が後作物に吸収されるなどで、この基準を超過する事態が懸念されます。

なお、ポジティブリスト制の施行は、平成18年5月29日からとなっています。

### ～背景～

不安視されている海外農産物についての、農薬残留基準を設け、“危ない農産物”が入るのを阻止することが目的。

ところが海外で使用されている農薬についての残留基準値が無いと、食品の流通に対する規制が困難なので、すべての農薬と農産物に基準値を新たに設定し、残留する食品の流通を原則として禁止するために設けられる制度。

ここで問題なのは、農産物等全て・・・国内外を問わず!!残留基準値が設定されること。

たとえば、現在国内で使用されている農薬については、その使用対象となる作物への残留基準は設定されていますが、使用対象農産物以外へは残留基準が設定されていないため、現在国内で使用している農薬であっても、万が一使用目的以外の農産物(安全使用基準で定められた農産物以外)で、残留農薬が検出された場合、この暫定基準や一律基準の数値以上が検出された場合、規制の対象となる可能性があります。

## 2. 残留農薬の危険性が高まる場合はどんな時？

残留農薬基準を超える可能性としては、次の場合です。

- 適用のない作物へ農薬使用を使用した
- 安全使用基準で定められた農薬の選択、倍率・回数・使用量・使用時期を守らなかった。
- 余った農薬を水路や川・又は圃場へ捨てたため、川下で用水として使用してしまい、その生産者が使用したつもりがなかった農薬が、残留した。
- 農薬でない中身の判らない防除用資材等を使用した（農薬を唱っていないとも成分を含むものもあります）
- 多品目の野菜を栽培する生産者が、A 作物に農薬を散布した後で、散布器具の洗浄が不十分なまま B 作物に違う農薬を散布した。
- 隣接した圃場周辺から農薬が飛散(ドリフト)した。

※ 特に、ドリフト(飛散)対策が、重要です。

## 3. ドリフト(飛散)防止対策

今後の農薬の選択と使用に当たっての留意点は以下の通りです。

### 1 風向と風速

- 風が強いときの農薬散布は行わない(目安は3m/秒以下)。
- 風下に他作物や河川等がある場合は、十分に注意を払う。
- 日中の散布を避け、早朝や夕方に行う(これらの時間帯は風が弱い)。
- 日差しが強い時間帯の上昇気流に注意する。

### 2 作物との距離

- 散布位置が作物体から離れすぎないように、散布機械の高さやノズルの角度を調節する。
- 作物のない空間に無駄な散布をしないように、不要な場合はノズルを止める。

### 3 散布圧力と散布ノズル

- 飛散しやすい微細な噴霧粒子を発生させないためにも散布圧力を上げすぎないようにする。
- 散布ノズルは、使用目的に合わせた適度な噴霧粒径のノズルを選択する。現時点で利用できる製品は限られているが「ドリフト低減型ノズル」がある。

### 4 風葉の調節

- SSでの防除は、薬液の届く位置を確認しながら樹高に合わせて風葉を調整する。
- できるだけ過大な風葉は避けて散布する。

### 5 圃場端での散布

- 近隣に他作物や水系がある場合は、ほ場の端での散布に気をつける。
- 特に、農薬が飛散しやすいSS等では端列の散布をスポット的に手散布にする、または散布しないことも考慮する。

## 6 近接作物生産者との連携・調整

- 近接作物の収穫時期を考慮して散布を計画する。
- 近隣作物の生産者と十分に連絡をとる（収穫間際の作物に目印をつけるなどの対策を両者でとる、境界域に緩衝地帯を設ける等）。
- 果樹の混植等で圃場内に多品目栽培を行っている場合は、それぞれに登録を有する農薬を選択するとともに、それぞれの収穫前日数にも注意する。

## 7 遮蔽シート・ネット等の設置

- 作物の境界域に、遮蔽物（ビニルやポリのシート、ネット）を設置する。（常設または簡易式）。
- 農薬散布時、近接作物をシート等で覆う。

## 8 散布量・散布回数の低減

- 散布量を減らす（防除効果に影響しない程度）
  - ・効果の高い農薬を選択する。
  - ・薬面が濡れたらそれ以上散布しない。
  - ・作物体以外への散布で薬液をロスしない。
- 散布回数を減らす
  - ・効果の持続する農薬を選択する。
  - ・防除適期に薬剤を散布する。

## 9 飛散（ドリフト）しにくい農薬を使用

- 粉剤や液剤をドリフトしにくい剤型（DL 粉剤、粒剤、育苗箱施用剤等）に変更する。
- 残留問題の生じない農薬（性フェロモン剤、生物農薬、天然物由来の農薬等）を選択する。

※今後はなるべく農薬に頼らない、より低農薬又は無農薬に近い形での生産は、我々地域環境を保全・維持していくためにも、重要な要素となります。また、この事は、農産物の低価格化の中で、消費者実需者から選ばれ、今後も安定的に生産し販売していくため、また持続可能な農業生産の為には、重要な案件です。農薬を低減化するためには、生活排水等、生産者だけでは対応できない部分も多くありますが、将来を見据えて、今から研究検討し、実行していかなければなりません。

# 4. もし事故等が発生した場合は？

## もし飛散の疑いがあった場合は、どうするの？

農薬の飛散イコール残留農薬の問題発生ではありません。重要なことは、収穫間際の農産物への飛散事故で、しかも規定量に近い形で飛散があった場合には問題発生が懸念されるということです。

また最も重要なことは、飛散防止策を講じていたのかということと、結果として危険性を知りながら確認を怠り出荷したかどうかということです。もし危険性が予見出来ていたにも関わらず、出荷したとすれば、その事が、産地として疑われることになります。

ですから、飛散防止策を取っていて、それでも万が一収穫期に他の圃場からの飛散があった場合は、「農産物が食品」と

して流通できるのかという確認が必要となります。この場合は、残留農薬について検査する必要があります。このような場合は、直ぐ状況のご報告をもよりのJAへご連絡ください。

お米・大豆・雑穀類に関するお問い合わせは？

米穀課まで

電話 0182-23-6556

FAX 0182-23-6504

果樹関係に関するお問い合わせは？

果樹課まで

電話 0182-23-6266

FAX 0182-45-2061

青果物・園芸品に関するお問い合わせは？

園芸課まで

電話 0182-23-6578

FAX 0182-23-6521

ポジティブリスト制度に関するお問い合わせは、

営農企画課までお電話ください。

電話 0182-23-6552

もしくは、各営農センターへお問い合わせください。

## 5. JA秋田ふるさとの飛散防止策

平成18年度から、農薬飛散の可能性の大きい有人ヘリコプターによる水稻の空中散布を大幅に中止(※注)し、水稻以外への飛散を防止することに致しました。

しかし、飛散事故の可能性は空中散布ではありません。

必要な事は、日頃から、農薬の使用に当たっての注意義務を確認することです。

※注)一部地域では航空防除を殺虫剤のみ一部散布する又は、飛散事故の可能性のない地域のみ、ラジコンヘリコプターで実施するなどの取組みをしています。

### 飛散を防止するための方策例

→他の圃場からの飛散を防ぐ、又は隣接圃場への飛散を防ぐ

圃場が隣接している場合、農薬の選択方法が重要です。隣接圃場作物でも登録があり、そして隣接圃場では使用していないもので散布することが必要です。

そのためには、隣接圃場生産者とのコミュニケーションが大切です。

また、飛散防止のために農薬散布時にメッシュの細かい防虫ネット等で遮断するなど効果的です。

※部会では、ネットを張ることが生産基準となっているものもありますので、効果的な設置方法も含めて、各担当へお問い合わせください。



→散布ノズルの変更

飛散防止ノズル等があります。詳しくは園芸果樹課又は、農機機械課へお問い合わせください。

→飛散しにくい剤型を選ぶ

どうしても粉剤等は、風等の影響を受けやすいので、なるべく飛散の少ない剤型を選びましょう！！

粉剤→粒剤・・・etc

→近隣農家とのリスクコミュニケーションを普段から取りましょう!!

農薬使用時の風向・風量など、天候を見極めて農薬使用を考慮することは当然ですが、隣接圃場で「いつ収穫なのか？」「どんな農薬を使用できないのか？」などを普段からコミュニケーションを取っておくことも重要です。

そこで、JAではリスクコミュニケーションの一端として、収穫期に入ったことを各圃場でアピールし、近隣生産者からの農薬飛散を防止するための啓蒙策として、収穫期旗を設置しています。

自家の圃場の収穫期に入ったら、必ず設置しましょう!!

※注意)十文字地区は、ラジコンヘリコプター用の旗(ピンク旗)を同様の扱いとしています。

